

令和3年12月3日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年12月3日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

それではただ今より、令和3年第4回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

令和3年多度津町議会12月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては町の発展と住民福祉の向上のため、日々議員活動にご精励頂いていることだと拝察を致しております。皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に感染者が大幅に減少をし、落ち着いてきており本県におきましても新規感染者ゼロの日が続いております。しかしながら南アフリカなどで確認された新たな変異株「オミクロン株」について、国内でも2例目の感染者が確認され、同じ飛行機に乗っていた多数の方が濃厚接触者として健康状態の観察が行われており、今後も感染状況を注視していく必要に迫られております。また、本格的な冬を迎え、冬型コロナウイルスの感染が広がりやすい環境となってくることや、また、第6波の到来などが懸念されることから、引き続き町民の皆様にはマスクの着用、手指消毒、3密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。本町におけるワクチン接種につきましては、11月28日現在の接種率は65歳以上の高齢者が93.4%、64歳以下の方が84.0%、全人口に対しましては77.8%となっており、3回目のワクチン接種につきましては、医療従事者の方は今月1日から2回目接種後8ヶ月を経過した方から順次接種を行ってまいります。5歳から11歳までの方のワクチン接種につきましては、薬事承認が前提となりますが、早ければ来年2月から開始するよう準備を行っているところでございます。

また、コロナ禍により影響を受ける子育て世帯を支援するため18歳以下の子供1人につき給付金とクーポンを合わせて10万円相当の支給をする未来応援給付金事業費を今回の一般会計補正予算に計上しております。さらに新庁舎の整備につきましては、建設工事につきましては、計画どおり順調に推移進捗しており、今回、新庁舎及び地域交流センターで使用する什器の購入契約に関する議案を提案させて頂いております。

本定例会におきましては、条例改正4件、補正予算5件など11議案を提案させて頂いておりますので、慎重審議の上、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、令和 3 年第 4 回多度津町議会定例会は成立致しました。

これより、第 4 回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第 125 条の規定により、6 番 松岡 忠 君、14 番 志村 忠昭君を指名致します。

日程第 2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長、小川 保 君。

議会運営委員会委員長（小川 保）

お早うございます。

会期の件でございますが、本日 12 月 3 日より 12 月 17 日までの 15 日間とし、詳細については、議長にてお諮りをお願い致します。以上です。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より 12 月 17 日までの 15 日間とし、日程については、12 月 3 日、今日ですが、提案説明、4 日（土）から 7 日（火）まで休会、8 日（水）、一般質問、9 日（木）、一般質問、10 日（金）総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会、11 日（土）・12 日（日）休会、13 日（月）、総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会予備日、14 日（火）から 16 日（木）まで休会、17 日（金）、議案審議としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が 9 名となっており、8 日（水）は通告順で 1 番から 6 番まで、9 日（木）は通告順で 7 番から 9 番までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

よって、会期は、本日より 12 月 17 日までの 15 日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第 3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、タブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして町長報告であります。これにつきましても、既にタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは議案第1号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正につきまして提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、本条例の根拠法令であります地方自治法の一部改正が行われたにも関わらず、平成19年に改正されて以降、長期間にわたって改正されてこなかったために引用条文が条ずれ等を起こし、監査委員の任務や活動に法的根拠が伴わない状況になっておりますことから、当該不備を是正するために字句の修正等、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

タブレットの1ページをご覧ください。第1条は「目的」に関する規定、第4条は「定期監査」に関する規定で、いずれも地方自治法の改正に伴う条ずれ及び項ずれでございます。

同条第2項は「町長」の次に「及び関係ある機関」を追加するものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第5条は見出しの「監査の請求及び要求」を「請求又は要求による監査」に改め、「の規定による監査の請求又は法第199条第5項の規定による監査の要求」を「、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求」に改め、「7日以内に」を「速やかに」に字句を改めるものでございます。第6条は見出しの「臨時監査」を「随時監査等」に改め、全文を「法第199条第2項、第5項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、あらかじめこれを町長及び当該監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。」に改めるものでございます。

第7条は「請願に対する措置」に関する規定で、本文中の「7日以内に」を「速やかに」に改めるものでございます。第8条は「現金出納の検査」に関する規定で、法の改正に伴う項ずれでございます。

3ページをご覧ください。第9条は「決算、証書類の審査」に関する規定で、「の規定により、決算及び証書類を審査に付せられたときは、10日以内に意見を付けて長に廻付」を「若しくは第241条第5項、公企法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に

関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項若しくは第22条第1項の規定による審査は、その付された日から60日以内に意見を付けて町長に回付」に改めるものでございます。

第10条は「監査の結果」に関する規定で、法の改正に伴う項ずれ及び字句の修正でございます。

第12条は「補助員の設置」に関する規定で、「法第200条第4項の規定により」を加え、「書記、職員」を「書記その他の職員」に改めるものでございます。

なお、附則と致しまして「この条例は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第1号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5．議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、西山 君。

税務課長（西山 政有紀）

お早うございます。

それでは議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

この度の改正は「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）」が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、多度津町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

この改正により、世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる「未就学児」がある場合において、当該世帯の被保険者均等割額を減額するもので、減額する額は当該年度分の保険税に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とするものです。

それでは新旧対照表を用い、ご説明をさせていただきます。

タブレットの1ページ中段をご覧ください。第2条第3項は、字句の修正でございます。

1ページ下段から2ページをご覧ください。第3条及び第4条は、見出しを改正するものです。第5条は「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に関する規定で、法改正による見出し及び項ずれの改正を行うものです。

3 ページ中段をご覧ください。第 6 条は「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額」に関する規定で、不要な規定「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」の字句を削除するものです。第 13 条は「納税義務の発生、消滅等に伴う賦課」に関する規定で、法改正による規定の字句の修正等でございます。

4 ページから 10 ページをご覧ください。第 21 条は「国民健康保険税の減額」に関する規定で、第 1 項は所要の規定の整備を行うもので、8 ページ下段からの第 2 項は、未就学児の被保険者均等割額の減額について、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得の区分に応じ、未就学児の均等割額に 10 分の 5 を乗じた額の減額を規定するもので、法改正に併せて規定の整備・明確化を行うものです。

10 ページ中段から 11 ページをご覧ください。第 21 条の 2 は「特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、法改正による字句の修正等でございます。

11 ページ下段から 22 ページをご覧ください。附則第 2 項は「公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 3 項は「上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 4 項は「長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 6 項は「一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 7 項は「上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 8 項は「先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 9 項は「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 10 項は「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 11 項は「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 12 項は「条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 13 項は「条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、この度の法改正による規定の整備及び字句の修正でございます。

22 ページ下段をご覧ください。本改正条例の附則と致しまして、第 1 項として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号、第 13 条第 1 項、第 21 条及び第 21 条の 2 の改正規定（「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項から第 13 項までの改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項として、この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の多度津町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。と規定するものです。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 2 号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6．議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

お早うございます。

議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。現在、出産育児一時金については40万4,000円となっておりますが、産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合は、制度の掛金である1万6,000円を加算し、計42万円を支給しております。この産科医療保障制度について、令和4年1月1日より当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりました。そこで、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明致します。

第6条第1項の「出産育児一時金」を「、出産育児一時金」に改め、また、「40万4,000円」を「40万8,000円」に、「1万6,000円」を「1万2,000円」に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7．議案第4号、多度津町消防団条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、阿河 君。

消防長（阿河 弘次）

お早うございます。

議案第4号、多度津町消防団条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在である消防団が、全国的に消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、地域の住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという強い危機感のもと、講ずべき対策として消防団員

の処遇の改善を図るため、出動・訓練その他の活動実態に応じた適切な年額報酬及び出動報酬の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとして、総務省消防庁は令和3年4月13日に「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告及び消防庁長官通知を发出し、同年8月18日に同最終報告書が公表されました。

その主な内容は「消防団員の報酬等の基準を定めたこと」、「報酬等を団員本人への直接支給を徹底すること」などでございます。

当町消防団におきましても定数150名に対し、現在数は124名で、82.6%の充足率となっており、減少傾向にあります。また、総務省消防庁が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」において、当町は、災害出動報酬が基準を下回っていることや年額報酬が団員本人への直接支給が一部出来ていないことから、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、タブレットをお開き下さい。

アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

それでは、1ページ中段をご覧ください。第10条第2項中の「水、火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ）」に改めます。これは字句の修正でございます。

次に、第15条の見出しの「報酬等」の「等」を削り、「報酬」に改め、第15条中の「及び手当」を削り、「団員には別表による報酬を支給する」に改めます。

同ページ下段から2ページをご覧ください。第16条の次に「（報酬の支給方法）」として見出しを加え、第17条を新たに次のように加えます。

「第17条、年額報酬は、毎年度9月末及び3月末にそれぞれ年額の2分の1の額を支給する。第2項、出動報酬は、出動回数に応じて、出動した月の翌月の15日までに支給する。第3項、年度の途中で新たに団員となった者及び退職等その他の事由により、その職を離れた場合においてその在職期間が1年に満たないときは年額を月割とし、1月に満たない端日数であるときは日割計算により支給する。」を加え、以下の条においては、1条ずつ繰り下げます。なお、この加えた条におきましては、報酬の支払い方法について明記致しました。

2ページ中段をご覧ください。第18条に「（費用弁償）」の見出しを加え、第18条第1項中に「、費用弁償として」を加え、また第18条第2項中の「多度津町職員等の旅費に関する条例」の「多度津町」を削り、「職員等の旅費に関する条例」に改めます。これは、字句の修正でございます。

同ページ下段をご覧ください。第19条に「（分団交付金）」の見出しを加えます。次に、第20条に「（手当等）」の見出しを加え、「別表に掲げる手当は、毎年9月末及び3月末に、それぞれ分団へ支給する。ただし、夜警手当は、毎年度12月末に支給する。」に条文を改めます。

3ページの別表をご覧ください。別表につきましては、「別表（第15条関係）」に「第

20条」を加え、「別表（第15条、第20条関係）」に改めます。次に「報酬」を「年額報酬」に改め、報酬の「団員 各部 295,500」を「班長 37,000」、「団員 36,500」に改めます。

次に、手当のうち「火災出動手当」、「訓練出動手当」を「出動報酬」に改め、「出動報酬」につきましては、新たに「災害（水火災又は地震等の災害）のために出動した者」、「訓練のため出動した者」、「消防団会議等のために出動した者」に区分し、出動報酬のうち、災害につきましては「4時間未満」を「4,000」に、「4時間以上8時間未満」を「8,000」に、「訓練のため出動した者」を「3,000」に、「消防団会議等のために出動した者」を「2,400」に改めます。

3ページ下段から4ページをご覧ください。備考としまして「災害のため出動した者の出動報酬について、1回の出動時間が8時間以上となる場合は、その超える時間4時間毎に4,000円を加算して支給する」を加えます。なお、附則と致しまして、この条例は令和4年4月1日から施行致します。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8．議案第5号、令和3年度多度津町一般会計補正予算（第4号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第5号、令和3年度多度津町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額 135 億 9,880 万円に、歳入歳出それぞれ 6 億 1,090 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 142 億 970 万円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

タブレットの5ページをお開き下さい。「第2表 地方債の補正」に記載してありますように、社会福祉施設整備事業を0円に、道路整備事業を2億1,650万円に、河川整備事業を6,370万円に、港湾整備事業を4,690万円に、公営住宅建設事業を4,100万円に、都市計画事業を3億2,190万円に、社会教育施設整備事業を450万円に、農業施設整備事業を4,970万円に、漁業施設整備事業を2,130万円に、総務事業を4,040万円に、庁舎整備事業を23億1,250万円にそれぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、土木費、教育費など、減額補正は総務費、衛生費となっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、国庫支出金、町債など、減額補正は使用料及び手数料、県支出金、繰入金となっております。

それでは「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

タブレットの28ページをお開き下さい。款2.総務費は2,224万9千円の減額補正により、43億1,292万6千円に改めるものでございます。

項1.総務管理費は2,706万7千円の減額で、内訳としては目1.一般管理費、1,244万8千円を減額、目5.財産管理費、180万6千円を増額、目6.企画費、242万5千円、目14.庁舎建設費、1,400万円をそれぞれ減額するものでございます。

30ページをお開き下さい。項2.徴税費は78万6千円の増額で、内訳としては目1.税務総務費、43万6千円、目2.賦課徴収費、35万円をそれぞれ増額するものでございます。項3.戸籍住民基本台帳費は目1.戸籍住民基本台帳費、403万2千円の増額でございます。

32ページをお開き下さい。款3.民生費は3億3,287万5千円の増額補正により、34億6,017万6千円に改めるものでございます。項1.社会福祉費は871万1千円の増額で、内訳としては目1.社会福祉総務費、1千円、目3.老人福祉費、878万円をそれぞれ増額、目7.障害者福祉費、7万円を減額するものでございます。項2.児童福祉費は3億2,416万4千円の増額で、内訳としては目1.児童福祉費、3億2,814万4千円を増額、34ページをお開き下さい。目2.児童保育費、398万円を減額するものでございます。

36ページをお開き下さい。款4.衛生費は256万3千円の減額補正により、9億674万円に改めるものでございます。項1.保健衛生費は591万2千円の減額で、内訳としては目1.保健衛生総務費、16万6千円を増額、目2.予防費、611万6千円、目3.環境衛生費、1万1千円、目4.火葬場費、1千円をそれぞれ減額、目5.環境保全費、5万円を増額するものでございます。項2.清掃費は334万9千円の増額で、内訳としては目2.し尿処理費、8万円、目3.じん芥処理費、326万9千円をそれぞれ増額するものでございます。

40ページをお開き下さい。款6.農林水産業費は1,242万4千円の増額補正により、3億3,529万8千円に改めるものでございます。項1.農業費は742万4千円の増額で、内訳としては目1.農業委員会費、7万円、目4.農地費、735万4千円をそれぞれ増額するものでございます。項3.水産業費は目2.漁港建設費、500万円の増額でございます。

42ページをお開き下さい。款7.商工費は11万6千円の増額補正により、2億5,825万9千円に改めるもので、項1.商工費、目3.観光費の増額でございます。

44ページをお開き下さい。款8.土木費は2億7,056万9千円の増額補正により、20億9,347万4千円に改めるものでございます。項1.土木管理費は目1.土木総務費、2億1,260万円の増額でございます。項2.道路橋梁費は3,113万6千円の増額で、内訳としては目1.道路橋梁総務費、936万円、目3.道路新設改良舗装費、1,256万1千円、

目4.交通安全施設整備費、921万5千円をそれぞれ増額するものでございます。項3.河川費は目2.河川改良費、44万6千円の増額でございます。項4.港湾費は目2.港湾建設費、390万円の増額でございます。項5.住宅費は目1.住宅管理費、891万円の増額でございます。項6.都市計画費は1,357万7千円の増額で、内訳としては目4.公園事業費、1万3千円、46ページをお開き下さい。目6.都市構造再編集中支援事業費、1,356万4千円をそれぞれ増額するものでございます。

48ページをお開き下さい。款9.消防費は55万8千円の増額補正により、5億4,323万7千円に改めるもので、項1.消防費、目1.常備消防費の増額でございます。

50ページをお開き下さい。款10.教育費は1,917万円の増額補正により、11億3,607万8千円に改めるものでございます。項1.教育総務費は目2.事務局費、215万4千円の増額でございます。項2.小学校費は834万1千円の増額で、内訳としては目1.学校管理費、741万円、目2.教育振興費、93万1千円をそれぞれ増額するものでございます。項3.中学校費は153万4千円の増額で、内訳としては目1.学校管理費、150万円、目2.教育振興費、3万4千円をそれぞれ増額するものでございます。項4.幼稚園費は目1.幼稚園費、265万6千円の増額でございます。項5.社会教育費は384万2千円の増額で、内訳としては目1.社会教育総務費、325万9千円、52ページをお開き下さい。目3.図書館費、58万3千円をそれぞれ増額するものでございます。項6.保健体育費は64万3千円の増額で、内訳としては目2.学校給食費、6万円、目3.体育施設費、58万3千円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。12ページにお戻り下さい。款4.地方交付税は1億7,753万1千円の増額補正により、20億4,527万7千円に改めるもので、項1.地方交付税、目1.地方交付税の増額でございます。

14ページをお開き下さい。款7.使用料及び手数料は100万円の減額補正により、1億4,322万1千円に改めるもので、項2.手数料、目2.衛生費手数料の減額でございます。

16ページをお開き下さい。款8.国庫支出金は3億4,997万2千円の増額補正により、20億1,655万6千円に改めるものでございます。項1.国庫負担金は1,755万7千円の減額で、内訳としては目1.民生費国庫負担金、1,456万7千円、目2.衛生費国庫負担金、299万円をそれぞれ減額するものでございます。項2.国庫補助金は3億6,752万9千円の増額で、内訳としては目2.農林水産業費国庫補助金、690万円、目3.民生費国庫補助金、3億5,994万4千円、目6.教育費国庫補助金、299万5千円をそれぞれ増額、目7.衛生費国庫補助金、231万円を減額するものでございます。

18ページをお開き下さい。款9.県支出金は305万8千円の減額補正により、7億1,429万2千円に改めるものでございます。項1.県負担金は305万6千円の減額で、内訳としては目1.民生費県負担金、311万7千円を減額、目2.衛生費県負担金、6万1千円を増額するものでございます。項2.県補助金は目3.衛生費県補助金、2千円の減額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 11. 寄附金は 3,020 万 8 千円の増額補正により、4 億 30 万 9 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 12. 繰入金は 97 万円の減額補正により、11 億 1,393 万 7 千円に改めるものでございます。項 1. 繰入金は目 1. 繰入金、88 万 5 千円の減額でございます。項 2. 基金繰入金は目 12. 新健やか子ども基金繰入金、8 万 5 千円の減額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 14. 諸収入は 1,401 万 7 千円の増額補正により、3 億 1,946 万 7 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 15. 町債は 4,420 万円の増額補正により、37 億 9,738 万 5 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としては目 1. 民生債、130 万円を減額、目 3. 土木債、4,000 万円、目 5. 教育債、180 万円、目 6. 農林水産業債、650 万円をそれぞれ増額、目 8. 総務債、280 万円を減額するものでございます。以上によりまして、歳入歳出の予算総額 135 億 9,880 万円に 6 億 1,090 万円を追加し、142 億 970 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 6 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）、議案第 7 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 6 号及び議案第 7 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 6 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）についてご説明致します。

国 1 ページをお願いします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 27 億 2,120 万円に歳入歳出それぞれ 1 億 3,220 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 5,340 万円に改めようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは保険給付費でございます。一方、歳入における増額の主なものは県支出金と繰越金、減額の主なものは繰入金でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国 12 ページをお願いします。款 1. 総務費は 8 万 9 千円の増額補正により、4,948 万 5 千円に改めようとするものでございます。消耗品費・人件費の増額により項 1. 総務管理費を 8 万 9 千円増額するものです。款 2. 保険給付費は 1 億 3,210 万 1 千円の増額補正により、20 億 5,560 万 9 千円に改めようとするものでございます。項 1. 一般被保

険者療養諸費は一般被保険者の療養諸費の増額により、1 億円増額するものです。項 4. 一般被保険者高額療養費は一般被保険者の高額療養費の増額により、3,000 万円増額するものです。項 6. 出産育児諸費は、出産件数が予想より多かったため 210 万 1 千円増額するものです。款 9. 諸支出金は 1 万円の増額補正により、2,191 万 2 千円に改めようとするものでございます。項 1. 償還金及び還付加算金は、過年度の特別調整交付金の返還金として 1 万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

国 10 ページをお願いします。款 4. 県支出金は 1 億 3,000 万円の増額補正により、21 億 857 万 8 千円に改めようとするものでございます。項 1. 県負担金は歳出の保険給付費の増額に伴い、県が負担する保険給付費等交付金（普通交付金）を 1 億 3,000 万円増額するものです。款 6. 繰入金は 9,425 万 1 千円の減額補正により、2 億 3,339 万 9 千円に改めようとするものでございます。項 1. 他会計繰入金は歳出の総務費等の増額により 148 万 9 千円増額、項 2. 基金繰入金は、不要見込である基金繰入金を 9,574 万円減額するものです。款 7. 項 1. 繰越金は 9,645 万 1 千円増額するものでございます。歳入の基金繰入金の減額、及び歳出の出産育児諸費と償還金及び還付加算金の増額に対し、前年度からの繰越金のうち 9,645 万 1 千円を予算化するものでございます。以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 3,220 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 5,340 万円に改めようとするものでございます。

次に、議案第 7 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）についてご説明致します。

直 1 ページをお願いします。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 2,910 万円から、歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,940 万円に改めようとするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは総務費でございます。一方、歳入における増額の主なものは繰越金でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直 12 ページをお願いします。款 1. 総務費、項 1. 施設管理費は修繕料の増額により、30 万円増額し、2,313 万 9 千円とするものでございます。佐柳診療所の天井のパネルが一部破損したことに伴い、修繕料を増額致します。次に、歳入についてご説明致します。

直 10 ページをお願いします。款 4. 繰越金は 30 万円の増額補正により、30 万 1 千円に改めようとするものでございます。歳出の修繕料の増額に伴い、前年度からの繰越金のうち 30 万円を予算化するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 6 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）及び議案第 7 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10. 議案第 8 号、令和 3 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 2 号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 8 号、令和 3 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをお開き下さい。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 11 億 7,080 万円に歳入歳出それぞれ 4,290 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,370 万円にするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は公債費の減額補正、総務費及び下水道費の増額補正でございます。一方、歳入は使用料及び手数料、町債の減額補正、国庫支出金、繰入金及び繰越金の増額補正でございます。

次に、第 2 条、地方債の補正につきましては、下 4 ページをお開き下さい。第 2 表、地方債の補正につきましては、限度額を 3 億 6,110 万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

下 12 ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款 1. 総務費を 793 万円増額補正し、2 億 3,165 万 6 千円に改めるもので、これは、項 2. 業務管理費の主に消費税の増額によるものでございます。

款 2. 下水道費を 3,500 万円増額補正し、3 億 4,314 万 4 千円に改めるもので、これは、項 1. 下水道費の工事費の増額によるものでございます。

款 3. 公債費を 3 万円減額補正し、6 億 3,890 万円に改めるもので、これは、項 1. 公債費の主に長期債償還利子の減額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下 10 ページをお開き下さい。款 2. 使用料及び手数料を 1,660 万円減額補正し、2 億 3,420 万 2 千円に改めるもので、これは、項 1. 使用料の減額によるものでございます。

款 3. 国庫支出金を 1,750 万円増額補正し、1 億 1,600 万円に改めるもので、これは、項 1. 国庫補助金の増額によるものでございます。

款 5. 繰入金を 2 億 1,260 万円増額補正し、4 億 8,488 万 9 千円に改めるもので、これは、項 1. 他会計繰入金の増額によるものでございます。

款 6. 繰越金を 1,190 万円増額補正し、1,320 万 1 千円に改めるもので、これは項 1. 繰越金の増額によるものでございます。

款 8. 町債を 1 億 8,250 万円減額補正し、3 億 6,110 万円に改めるもので、これは項 1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額11億7,080万円に4,290万円を増額し、12億1,370万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第8号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第9号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第9号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

介1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額25億8,760万円に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,860万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における増額補正の主なものは、基金の積立金でございます。一方、歳入における増額補正の主なものは、繰入金でございます。

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

介12ページをお開き下さい。款1. 総務費は8万1千円の増額補正により6,427万6千円に改めようとするものでございます。消耗品費の増額により項1. 総務管理費を8万1千円増額するものです。

款2. 保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1. 介護サービス等諸費は1,460万円減額し、項2. 介護予防サービス等諸費は920万円増額し、項3. その他諸費は15万円増額し、項4. 高額介護サービス等費は525万円増額するものです。款6. 基金積立金は180万4千円の増額補正により3,079万7千円に改めようとするもので、過年度の精算に伴うものでございます。

款8. 諸支出金は88万5千円の減額補正により、3,348万9千円に改めようとするものでございます。項3. 繰出金はこれも同様、過年度の精算に係る一般会計への返還金で、88万5千円減額するものです。

次に、歳入について、ご説明致します。

介10ページをお開き下さい。款8. 繰入金は100万円の増額補正により、4億3,399万1千円に改めようとするものでございます。項1. 一般会計繰入金は、主に地域支援事業費の過年度精算に係る繰入金で、100万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ100万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

25億8,860万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第10号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

議案第10号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名につきましては「多度津町役場庁舎及び地域交流センター新築に伴う什器」でございます。

納入場所は多度津町栄町三丁目3番95号となります。

契約の方法は指名競争入札によるもので、応札業者は7社でありました。

契約金額は1億8,590万円で、その内消費税額等は1,690万円でございます。

参考までに請負比率は97.27%でございました。

納入業者は、香川県仲多度郡多度津町本通1丁目2番22号 有限会社 スミヨシ 代表取締役 住吉 昭男でございます。

また、参考資料と致しまして、2ページに契約書及び附帯条件を添付しております。

契約内容と致しましては、現在建設中である新庁舎及び地域交流センターの執務室や会議室の机・椅子・収納などの什器を購入するものです。

なお、地方創生臨時交付金を活用し、コロナ対策として飛沫防止の仕切りパネルや消毒液スタンドなどの購入も含まれております。なお、納入期限につきましては令和4年3月30日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第10号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第11号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。政策観光課長、河田 君。

政策観光課長（河田 数明）

議案第 11 号、中讃広域行政事務組合同規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。本議案は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係市町との協議の上、中讃広域行政事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

1 ページ下段から 2 ページ上段をご覧ください。第 3 条「共同処理する事務」につきまして、第 1 項第 3 号のオに「ごみ処理施設集約化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関すること」を追加するものでございます。これにより、今後予定されております善通寺市・琴平町・まんのう町から排出される可燃ごみを焼却しております仲善クリーンセンターを廃止し、丸亀市及び本町から排出されるゴミを焼却しておりますクリントピア丸亀にごみ焼却施設を一本化するなどのごみ処理施設の集約化などに関する事務を共同処理する事務に追加し、別表において関係市町の負担割合を明確にするものでございます。なお、当該組合の機構改革により本年度に設置されました施設管理課の主な事務がこの集約化に関する事務になりますので、施設管理課の運営経費につきましてもこの負担割合を適用することとなります。

2 ページの中段をご覧ください。次に、第 9 条「補助職員」につきまして、第 1 項下線部の「管理者が関係副管理者と協議し、これを任免する」を「管理者が任免する」に変更するものでございます。

これは、関係副管理者の定義が明確でなく、副管理者との協議も実質行われていないことから、該当部分を削除するものでございます。

2 ページ下段から 3 ページをご覧ください。別表（第 11 条関係）の負担割合の変更につきましては、まず先ほど説明致しました第 3 条第 1 項第 3 号オに係る経費を「計画ごみ量割」により関係市町で負担することとするため、項目を追加するものでございます。

この「計画ごみ量割」に用いる「計画ごみ量」につきましては、通常、組合が共同処理を行っております施設に関して、新規又は更新の事業計画が策定されましたら、その都度計画目標年次が定められますので、その時の「計画目標年次におけるごみ処理量」を「計画ごみ量」として定義するものでございます。

なお、この度のごみ焼却施設の集約化に関しましては、関係市町の人口ビジョンに基づく推計人口と過去 5 年のごみ搬出量実績などを基に算出した「計画ごみ量」を用いた負担割合となります。

次に、第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の情報センターに関する負担金の負担割合につきましては、これまで「データ数値割」として、情報センターが所管する関係市町の業務のうち、上下水道業務につきましては、水道の水栓数を基にした「水栓数割」を、それ以外の業務につきましては「人口割」を用いておりましたが、香川県広域水道企業団の

発足に伴い、上下水道業務が情報センター所管事務から外れたことにより、「データ数値」として用いるデータが、直近の国勢調査の結果による人口のみとなっておりますので、他の負担割合との整合性から「データ数値割」から「人口割」へ字句修正を行うものでございます。

4ページをご覧ください。附則として、この規約は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により議案第1号、第2号及び第4号から第11号までの10議案を総務教育常任委員会に、議案第3号を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、11議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。

有難うございました。

散会 午前10時19分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 3 年 12 月 3 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記